

平成25年5月16日

有限会社 C o o & R I K U

代表取締役 大久保 延子 殿

代理人 弁護士 [REDACTED] 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

理事長 丹野 美絵子



ご連絡

当協会からの平成25年4月4日付け「ご連絡」に対し、貴社より平成25年4月16日付け「ご連絡」をいただき、「ペット売買契約書（案）」の裏面をご送付いただきました。ご対応ありがとうございます。

貴社から、平成25年3月15日付ご連絡にてお送りいただきました「ペット売買契約書（案）」につきまして次項以下で述べるとおり、当協会の意見をお送りさせていただきます。

つきましては、平成25年6月17日までに、本ご連絡に対するご回答を書面にて当協会まで送付いただきますようお願いいたします。なお、貴社からのご回答の有無及びご回答の内容は、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、当協会において公表することを申し添えます。

(本件に対する連絡先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101号

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL: 03-5614-0543 FAX: 03-5614-0743

平成25年3月15日付ご連絡にてお送りいただきました、有限会社C o o & R I K U（以下「事業者」といいます。）の「ペット売買契約書（案）」（以下「契約書案」といいます。）について、次のとおりお送りいたしますので、ご検討のほどよろしくお願ひ致します。（なお、生命保障につきましては、事業者においてなお検討中のことでもあり、今回の通知には含めておりません。）

第1 概要

ご検討いただきました契約書案は、従前の契約書に比べると条項の趣旨が明らかになっているものと考えますが、その内容につきましては、瑕疵担保責任に関する規定について、なお消費者契約法上問題があるものと考えます。

なお、お送りいただいた売買契約書が犬猫を対象とするものであること、動物愛護法の改正により現物確認・対面販売が義務づけられることに鑑み（改正法21条の4）、基本的には特定物売買の場面を念頭に、以下、述べます。

第2 契約書案第5条について

1 瑕疵担保責任に基づく損害賠償責任の全部免除

今般の契約書案においても、事業者は、瑕疵担保責任に関して、従前の規定を基本的に維持されています（契約書案第5条）。

当該条項が、瑕疵担保責任の全部免除に該当し、消費者契約法8条1項5号により、無効であることは、これまで指摘させていただいたとおりです。

なお念のため付言すれば、契約書案第5条は、条項上「特記事項として記載された疾患」が瑕疵担保責任を負わない対象から除外されているかの表現がされていますが、「特記事項として記載された疾患」は基本的に「隠れた瑕疵」には該当せず瑕疵担保責任を負わないと考えられますので、上記の定めをもって契約書案第5条を損害賠償責任の一部免除と解することはできません。

2 消費者契約法8条2項1号の該当性について

（1）概要

今般の契約書案では、代犬猫を提供する規定として、先天性疾患保障（第6条）の規定が設けられています。この条項と消費者契約法8条2項1号の適用の可否が一応問題となります。この制度をもってしても、消費者契約法8条2項1号の適用対象とならないことは、以下のとおり、明らかです。

（2）先天性疾患保障の内容について

今般の契約書案における代犬猫を提供する規定（先天性疾患保障・第6条）の制度は、次のように理解されます。

<先天性疾患の場合に代犬猫を提供する規定（第6条）>

先天性疾患について、i. 引渡し後3ヶ月以内に、ii. 通常の生活に支障を来す重大な先天性疾患が発見された場合又は当該先天性疾患で死亡した場合、かつ、iii. 事業者の指定する獣医の診断により、通常の生活に支障を来す重大な疾患や後遺症で不治と診断されたもの、で、iv. 除外項目に該当しないものについて、保障を行う。

保障内容は、生体価格が同程度の代犬猫を提供するものであり、損害賠償や代金返還の責任は負わない。（なお、ワクチン代等の負担については明らかではない。）

上記の保障範囲は、かなり限定されています。

第1に、先天性疾患以外の疾患、すなわち通常の疾患や後天的な障害疾患については、一切、保障の対象となっていません。

第2に、先天性疾患についても、通常の生活に支障を来す重大な疾患か死亡でなければ、保障対象となりません。

第3に、通常の生活に支障を来す重大な疾患等であっても、事業者指定の獣医が、重大な疾患や後遺症で不治と診断しなければ、保障対象となりません。

第4に、除外項目に該当する先天性疾患は、保障対象となりません。

第5に、引渡し後3ヶ月よりも後に、重大な先天性疾患が発見されたり死亡したりした場合も、保障対象となりません。

（3）消費者契約法8条2項1号の該当性について

既に指摘したとおり、消費者契約法8条2項1号が適用されるためには、「事業者の代物給付義務の内容は、当該消費者契約において当該消費者が本来期待していた給付を相当程度に満足させるに足る代物給付と解るべき」とされています（落合誠一『消費者契約法』128頁）。

前記のとおり、先天性疾患保障における保障の範囲はかなり限定されており、「当該消費者契約において当該消費者が本来期待していた給付を相当程度に満足させるに足る代物給付」とは到底いえません。

また、ペットの売買契約においては、ペットの引き渡しを受け、飼育を開始した後は、消費者はそのペットに対して愛情を注ぎ、当該ペットの個性が決定的に重要となります。このような愛情の対象となったペットは、消費者にとって、他のいかなる個体にも代えがたいものとなることは珍しくなく、このようなペットの売買の実情に鑑みれば、そもそも、消費者契約法8条2項1号の規定は、ペットの売買契約に適したものとは考え難いところです。このような観点からも、代犬猫の提供は、「当該消費者契約において当該消費者が本来期待していた給付を相当程度に満足させるに足る代物給付」ということはできません。

なお、第6条の要件において、疾病等について獣医の診断を求めていますが、事業者の指定する獣医に限定していることは正当とは思われません。資格を持つ獣医師による医学

的根拠のある診断である限り、疾病等の確認としては十分と考えられます。むしろ、診断の公正中立を期するためには、事業者の指定する獣医師の診断によることは、避けられるべきと考えられます。少なくとも、事業者の指定する獣医師の診断に限定すべきではありません。(念のため付言すれば、事業者が自ら指定する獣医師により、疾病等の存否について証明することを排斥する趣旨ではありません。)

3 消費者契約法10条の該当性について

(1) 概要

契約書案第5条は、損害賠償責任とともに、契約の解除も認めない内容となっています。この定めは、民法の定めに比して消費者の権利を制限するものであり、契約書案の他の条項とあわせ鑑みたとしても、同条が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであることは明らかであり、消費者契約法10条に照らしても無効です。

(2) 民法の定めと契約書案の内容について

民法の瑕疵担保責任の定めによると、目的物に隠れた瑕疵があった場合、買主は、損害賠償請求、契約解除に基づく代金返還請求、あるいはその双方を請求することができます(民法570条)。

上記の民法の定めに比して、契約書案において、事業者が責任を負う場合は、極めて制限されています。

契約書案では、事業者が責任を負う場合は、先天性疾患保障(第6条)、死亡保障制度(第9条)、特別買取制度(第10条)と理解されます。

先天性疾患保障(第6条)において、先天性疾患について、限定された代物給付を定めていることは、前記のとおりです。このほか、死亡保障制度(第9条)及び特別買取制度(第10条)についても、次のとおり、事業者の責任は極めて限定されています。

<先天性疾患以外の疾患(及び、第6条規定以外の先天性疾患等)の場合の代替ペットの半額提供(死亡保障制度・第9条)>

i. 引渡し2週間以内に死亡した場合、かつ、ii. 死亡日の日付および獣医師の署名入りの死亡診断書等の書面がある場合、で、iii. 消費者の故意または重過失による死亡でない場合に、保障を行う。

保障内容は、50%の価格で代替ペットを引渡すというものであり、ワクチン代等は消費者の負担となる。損害賠償や代金返還の責任は負わない。

<特別買取制度(第10条)>

消費者が「やむを得ず当該ペットの飼育が不可能となった場合」の買取制度で、引渡し

後24時間以内の場合は生体価格の50%、それより後は、価格は協議の上個別に定めることとされている。

(3) 死亡保障制度について

先天性の疾患以外の疾患、及び、第6条規定以外の先天性疾患がある場合も「隠れた瑕疵」に該当する限り、買主は、本来民法により、損害賠償請求、契約解除による代金返還請求、またはその双方を請求することができるはずです。しかしながら、買主はこれらをいずれも請求することができず、代替ペットを半額で買うことができるにとどまります。この半額には、ワクチン代等は含まれないとされています。

すなわち、買主は、引き渡しから2週間経過した後に死亡した場合や、死亡に至らなかつた場合は、事業者に対してなんらの請求を行うこともできません。また、2週間以内の死亡で事業者に代替ペットの提供を求める場合も、従前の出費に加えて、さらに生体価格の半額の出費と再度ワクチン代等の出費をしなければなりません。

他方、売主である事業者は、損害賠償責任、契約解除による代金返還の責任を免れることができます。また、半額で代替ペットを提供する場合、事業者の負担がありうるとしても、その額はかなり低いものとなるのではないでしょうか。

事業者がペットについてどのような価格で仕入れているかは当方には明らかではありませんが、ペットの仕入価格が販売価格の50%程度である場合には、事業者は、当初の売買における利益は留保したまま、代替ペットを仕入価格相当額で販売すると同様の事態となります。ペットの仕入価格が上記よりも多少高いとしても、事業者の負担は相当程度低いものと考えられます。仕入価格が販売価格の50%以下である場合は、事業者に利益が出ることにさえなります。

買主が、当初のペットの疾病等により、買主自身も精神的負担を負っていることも少なくないと考えられ、これに加えて、代替ペット購入に相当額の追加出費を求められることに比して、事業者の負担は（ありうるとしても）きわめて軽いといわざるを得ません。

(4) 特別買取制度について

特別買取制度は、消費者が「やむを得ず当該ペットの飼育が不可能となった場合」に、民法上は定めのない買取の権利を、買主に認めるものではあります。

しかしながら、動物愛護法8条に定める「適正な飼育又は保管」についての説明が適切に履行されていれば、24時間以内に消費者において「やむを得ず当該ペットの飼育が不可能となった場合」は、通常あり得ないのでしょうか。動物愛護法の改正後の規定において、上記の説明が法的義務となり、かつ、その説明の方法及び程度についても、その買主に理解されるために必要な方法及び程度によることが求められることに鑑みれば、上記の理はなおさらです。

「適正な飼育又は保管」についての説明が適切に行われるべきこと、そのような説明が

行われた場合、24時間以内に飼育不能となるようなことが多く起こるとは考えられないことに鑑みれば、上記の制度が用いられる場面は、極めて限定されると考えられます。

なお、上記規定については、「消費者に合わなかつたら24時間以内に返せばよい」などといって販売促進が行われる事態も懸念されるところです。このような販売が行われるときには、そのこと自体問題であり、本末転倒です。また、動物愛護法は上記の説明に関する規定（8条）を定めるとともに、動物の所有者または占有者の責務等（7条）も定めるところであり、上記のような販売が行われることは、こうした法の趣旨に反すること著しいというべきです。

なお、引渡し後24時間を超える場合も、買主はペットの買取を請求できるとはされていますが、この場合、買取価格は協議の上個別に定めるとされていますので、事業者は協議に際して極めて低額の金額でなければ合意しないという対応をとることも可能であり、消費者に権利を認める規定としてはほとんど意味を持たないものです。

（5）小括

以上のとおり、先天性疾患保障（第6条）、死亡保障制度（第9条）及び特別買取制度（第10条）は、極めて限られた権利を消費者に認めるにすぎず、契約書案第5条は、これらの規定を勘案しても、消費者の利益を一方的に害するものであることは明らかというべきです。

したがって、消費者契約法10条からも、契約書第5条は無効です。

第3 契約書案第7条について

契約書案第7条は、治療費について、引渡し後は、全て買主の負担と定めています。

引渡し後発生した疾患について買主が負担すべきことは原則ですが、疾患が引渡し前から発生しているときには、瑕疵担保責任に基づく損害賠償責任の内容として、治療費は売主が負担すべきものです。

契約書第7条は、上記の点について事業者を免責する内容を含むものであり、消費者契約法8条1項5号ないし同10条に違反し、無効です。

第4 まとめ

以上のとおり、契約書案第5条は消費者契約法8条1項5号及び同10条に違反し無効であり、また、契約書案第7条は消費者契約法8条1項5号ないし同10条に違反し無効であると思料されます。

したがって、両条項について、改めて削除を求める。

なお、ペットの売買契約に特有の事情があるとしても、瑕疵担保責任等業者の責任規定については、民法の定めを基本として、その規律を具体化することを旨とすることが、原

則的なあり方と考えられます。民法と異なる規定を設けるとしても、民法の定めに比して消費者の権利を限定する定めをおくことは相当とは思われませんし、消費者契約法10条等に抵触することになります。

上記、ご検討のほどよろしくお願ひ致します。

以上